

(3) 経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
福祉部 障害福祉室 自立支援課	<p>複数年度の指定管理業務について、平成27年度の金額に変更が生じたにもかかわらず、平成28年度に入って変更契約の締結が行われていた。</p> <p>「大阪府立障害者交流促進センター管理運営業務並びに使用料徴収事務及び既納使用料の還付に関する委託」            (指定管理期間：平成25年4月1日から平成30年3月31日まで)</p> <table border="1" data-bbox="528 659 1564 905"> <tr> <td colspan="3" data-bbox="528 659 1564 709">平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 709 908 842">契約金額</td> <td data-bbox="908 709 1261 779">変更前</td> <td data-bbox="1261 709 1564 779">変更後</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="908 779 1261 842">220,735,000円</td> <td data-bbox="1261 779 1564 842">219,896,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 842 908 905">変更契約締結日</td> <td colspan="2" data-bbox="908 842 1564 905">平成28年4月1日</td> </tr> </table>	平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）			契約金額	変更前	変更後		220,735,000円	219,896,000円	変更契約締結日	平成28年4月1日		<p>起案者のみならず、決裁関係者を含めて契約事務のルールについて周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>契約事務のルールについて周知徹底を図るため、課内職員に変更契約事務に係る注意喚起の文書を配布した。今後、適正な事務処理に努める。</p>
平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）															
契約金額	変更前	変更後													
	220,735,000円	219,896,000円													
変更契約締結日	平成28年4月1日														

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成28年6月15日から同年7月6日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
都市整備部 交通道路室 道路環境課	<p>契約の当事者が、対価の支払の時期を書面により明らかにしないときは、対価の支払は、相手方が支払請求をした日から15日以内に行う必要があるが、支払が遅れているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 625 1593 810"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 625 795 695">契約内容</th> <th data-bbox="795 625 1023 695">委託金額</th> <th data-bbox="1023 625 1305 695">請求年月日</th> <th data-bbox="1305 625 1593 695">支払年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 695 795 810">自転車の交通安全ルールブック印刷</td> <td data-bbox="795 695 1023 810">78,732円</td> <td data-bbox="1023 695 1305 810">平成27年7月27日</td> <td data-bbox="1305 695 1593 810">平成27年8月21日</td> </tr> </tbody> </table>	契約内容	委託金額	請求年月日	支払年月日	自転車の交通安全ルールブック印刷	78,732円	平成27年7月27日	平成27年8月21日	<p>財務会計事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【政府契約の支払遅延防止等に関する法律】</b>            (定をしなかった場合)            第10条 政府契約の当事者が第4条ただし書の規定により、同条第1号から第3号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときは、同条第1号の時期は、相手方が給付を終了し国がその旨の通知を受けた日から10日以内の日、同条第2号の時期は、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなし、同条第3号中国が支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、第8条の計算の例に準じ同条第1項の財務大臣の決定する率をもって計算した金額と定めたものとみなす。(以下略)</p> </div>	<p>監査の指摘を踏まえ、平成28年10月に、室内職員に監査結果の情報共有を行うとともに会計局の研修資料や会計事務のポータルサイトを改めて紹介し、会計事務のルールについて周知徹底を図った。</p> <p>今後も、事務手続に当たっては、事務執行に関する規定等とその都度十分に確認することにより、適正な事務処理に努める。</p>
契約内容	委託金額	請求年月日	支払年月日								
自転車の交通安全ルールブック印刷	78,732円	平成27年7月27日	平成27年8月21日								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月20日から同年7月12日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
都市整備部 河川室 河川整備課	<p>委託契約書において、受注者からの請求を受理した日から30日以内に契約金額を支払わなければならないとされているが、支払が遅れているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="463 590 1807 831"> <thead> <tr> <th>契約内容</th> <th>契約期間</th> <th>契約金額</th> <th>請求年月日</th> <th>支払年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>簡易河川カメラシステムの構築及び運営管理業務</td> <td>平成27年7月8日から 平成28年3月31日まで</td> <td>3,640,680円</td> <td>平成28年4月1日</td> <td>平成28年5月16日</td> </tr> </tbody> </table>	契約内容	契約期間	契約金額	請求年月日	支払年月日	簡易河川カメラシステムの構築及び運営管理業務	平成27年7月8日から 平成28年3月31日まで	3,640,680円	平成28年4月1日	平成28年5月16日	<p>財務会計事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【委託契約書(簡易河川カメラシステムの構築及び運営管理業務)】</b></p> <p>(契約金額の支払)</p> <p>第17条            2 発注者は、前条の検査による受注者からの請求を受理した日から30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。</p> </div>	<p>財務会計事務処理について、適正に事務処理を行うよう室内職員への研修及び周知を行なった。</p> <p>また、審査担当者及び支出担当者に対し、支払日について二重チェックを行うよう周知した。</p> <p>今後とも、研修等の機会を活用し、適正な事務処理の徹底を図る。</p>
契約内容	契約期間	契約金額	請求年月日	支払年月日									
簡易河川カメラシステムの構築及び運営管理業務	平成27年7月8日から 平成28年3月31日まで	3,640,680円	平成28年4月1日	平成28年5月16日									

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月20日から同年7月12日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
都市整備部 下水道室 経営企画課	<p>研修参加に係るテキスト代について、資金前渡の経費支出伺いの手続が遅れたことにより、支払日が研修日に間に合わず、個人の費用で立替払いされ、事後、補填していた。</p> <table border="1" data-bbox="507 573 1765 751"> <thead> <tr> <th>研修実施日</th> <th>経費支出伺い日</th> <th>資金前渡の入金日</th> <th>精算日（補填日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年 8 月26日</td> <td>平成27年 8 月25日</td> <td>平成27年 8 月27日</td> <td>平成27年 8 月27日</td> </tr> </tbody> </table> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">財務会計システムでは、審査終了後、通常では2営業日後に相手方の口座に入金される。</p>	研修実施日	経費支出伺い日	資金前渡の入金日	精算日（補填日）	平成27年 8 月26日	平成27年 8 月25日	平成27年 8 月27日	平成27年 8 月27日	<p>適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>下水道室では、例年、会計研修を実施し、所属内職員に対する適正な会計事務の周知を行っている。</p> <p>今回の指摘を受け、所属内グループ長会議での周知及び所属内全職員宛に注意喚起のメールを送信した。</p> <p>今後とも、研修等の機会を活用し、適正な事務処理の徹底を図る。</p>
研修実施日	経費支出伺い日	資金前渡の入金日	精算日（補填日）								
平成27年 8 月26日	平成27年 8 月25日	平成27年 8 月27日	平成27年 8 月27日								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月20日から同年7月12日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
刀根山高等学校	<p>契約の当事者が、対価の支払の時期を書面により明らかにしないときは、対価の支払は、相手方が支払請求をした日から15日以内に行う必要があるが、支払遅延があった。</p> <table border="1" data-bbox="468 617 1561 798"> <thead> <tr> <th data-bbox="468 617 765 672">契約内容</th> <th data-bbox="765 617 1000 672">委託金額</th> <th data-bbox="1000 617 1282 672">請求年月日</th> <th data-bbox="1282 617 1561 672">支払年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="468 672 765 798">にがり散布業務</td> <td data-bbox="765 672 1000 798">562,896円</td> <td data-bbox="1000 672 1282 798">平成27年12月4日</td> <td data-bbox="1282 672 1561 798">平成27年12月21日</td> </tr> </tbody> </table>	契約内容	委託金額	請求年月日	支払年月日	にがり散布業務	562,896円	平成27年12月4日	平成27年12月21日	<p>財務会計事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【政府契約の支払遅延防止等に関する法律】 (定をしなかった場合) 第10条 政府契約の当事者が第4条ただし書の規定により、同条第一号から第三号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときは、同条第一号の時期は、相手方が給付を終了し国がその旨の通知を受けた日から10日以内の日、同条第二号の時期は、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなし、同条第三号中国が支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、第8条の計算の例に準じ同条第1項の財務大臣の決定する率をもって計算した金額と定めたものとみなす。 (以下略)</p>	<p>本校事務職員に対し、会計局「会計事務の手引」、「会計事務マニュアル」等を活用して会計研修を行い、支出事務のルール及び「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の趣旨、内容等について、周知徹底を図った。(平成28年8月25日)</p> <p>今後とも、会計局実施の会計研修に事務職員を積極的に参加させるとともに、事務室内でも定期的に会計研修を実施し、担当職員の意識向上を図る。</p>
契約内容	委託金額	請求年月日	支払年月日								
にがり散布業務	562,896円	平成27年12月4日	平成27年12月21日								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年5月23日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の状況																																																																
刀根山高等学校	<p>職員が小口支払基金支出伺の決裁を得ることなく、自己資金によって物品を購入した ものについて、事後決裁により当該職員に資金を交付しているものがあつた。</p> <p>(事後決裁されていた小口支払基金支出伺書)</p> <table border="1" data-bbox="454 548 1596 1644"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 548 706 646">※ 注) 支出伺年月日</th> <th data-bbox="706 548 1299 646">使 途</th> <th data-bbox="1299 548 1457 646">使用金額</th> <th data-bbox="1457 548 1596 646">使 用 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27. 7. 18</td> <td>情報関連機器購入 (変換アダプタ ほか)</td> <td>5,650円</td> <td>27. 7. 18</td> </tr> <tr> <td>27. 9. 7</td> <td>情報関連機器購入 (ディスプレイ切替機 ほか)</td> <td>4,461円</td> <td>27. 9. 7</td> </tr> <tr> <td>27. 10. 22</td> <td>オープンスクール講座材料購入 (かがみ)</td> <td>2,484円</td> <td>27. 10. 22</td> </tr> <tr> <td>27. 10. 23</td> <td>電子ホイッスル用乾電池購入</td> <td>2,052円</td> <td>27. 10. 23</td> </tr> <tr> <td>27. 11. 5</td> <td>音楽授業用消耗品購入 (プラスチックコッ プ)</td> <td>864円</td> <td>27. 11. 5</td> </tr> <tr> <td>27. 11. 13</td> <td>音楽授業用消耗品購入 (アクリル絵の具 ほか)</td> <td>756円</td> <td>27. 11. 13</td> </tr> <tr> <td>27. 12. 22</td> <td>家庭科用物品購入 (カスアゲ ほか)</td> <td>4,335円</td> <td>27. 12. 22</td> </tr> <tr> <td>27. 12. 28</td> <td>パソコン付属用品購入 (ディスプレイケー ブル)</td> <td>3,034円</td> <td>27. 12. 28</td> </tr> <tr> <td>28. 2. 19</td> <td>物理教科用消耗品購入 (シリコンスプレー ほか)</td> <td>2,349円</td> <td>28. 2. 19</td> </tr> <tr> <td>28. 2. 23</td> <td>校長マネジメント関係用品購入 (U S B ケ ーブル ほか)</td> <td>5,965円</td> <td>28. 2. 23</td> </tr> <tr> <td>28. 2. 23</td> <td>パソコン関係用品購入 (L A N ケーブル)</td> <td>324円</td> <td>28. 2. 23</td> </tr> <tr> <td>28. 2. 24</td> <td>英語教科用物品購入 (愛と悲しみの旅路D VD ほか7点)</td> <td>8,640円</td> <td>28. 2. 24</td> </tr> <tr> <td>28. 3. 7</td> <td>パソコン関係用品購入 (L A N 用ハブ ほか)</td> <td>7,678円</td> <td>28. 3. 7</td> </tr> <tr> <td>28. 3. 8</td> <td>施設整備関連用品購入 (メラミンスポンジ ほか)</td> <td>1,792円</td> <td>28. 3. 8</td> </tr> <tr> <td>28. 3. 25</td> <td>情報関連機器購入 (U S B ケーブル)</td> <td>540円</td> <td>28. 3. 25</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 注) 「支出伺年月日」は使用日と同日が記載されていたが、実際は自己資金に よって物品を購入した職員から資金交付の請求を受けて、事後に作成してい たものである。</p>	※ 注) 支出伺年月日	使 途	使用金額	使 用 日	27. 7. 18	情報関連機器購入 (変換アダプタ ほか)	5,650円	27. 7. 18	27. 9. 7	情報関連機器購入 (ディスプレイ切替機 ほか)	4,461円	27. 9. 7	27. 10. 22	オープンスクール講座材料購入 (かがみ)	2,484円	27. 10. 22	27. 10. 23	電子ホイッスル用乾電池購入	2,052円	27. 10. 23	27. 11. 5	音楽授業用消耗品購入 (プラスチックコッ プ)	864円	27. 11. 5	27. 11. 13	音楽授業用消耗品購入 (アクリル絵の具 ほか)	756円	27. 11. 13	27. 12. 22	家庭科用物品購入 (カスアゲ ほか)	4,335円	27. 12. 22	27. 12. 28	パソコン付属用品購入 (ディスプレイケー ブル)	3,034円	27. 12. 28	28. 2. 19	物理教科用消耗品購入 (シリコンスプレー ほか)	2,349円	28. 2. 19	28. 2. 23	校長マネジメント関係用品購入 (U S B ケ ーブル ほか)	5,965円	28. 2. 23	28. 2. 23	パソコン関係用品購入 (L A N ケーブル)	324円	28. 2. 23	28. 2. 24	英語教科用物品購入 (愛と悲しみの旅路D VD ほか7点)	8,640円	28. 2. 24	28. 3. 7	パソコン関係用品購入 (L A N 用ハブ ほか)	7,678円	28. 3. 7	28. 3. 8	施設整備関連用品購入 (メラミンスポンジ ほか)	1,792円	28. 3. 8	28. 3. 25	情報関連機器購入 (U S B ケーブル)	540円	28. 3. 25	<p>小口支払基金の事務のルール等について周知徹底を 図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p><b>【小口支払基金の管理に関する規則】</b> (経費の支払) 第7条 資金前渡職員が経費の支払をするときは、 当該経費が第3条の経費に該当するかどうか、当 該支払が当該府の機関に係る予算の範囲内であ り、かつ、歳出予算から基金への繰入れが可能で あるかどうか等を調査し、適当であると認めると きは、領収書その他の書類を徴して支払をする とともに現金出納簿明細入力(様式第1号)及び現 金出納簿(様式第2号)に記載しなければならない。 い。</p> <p><b>【小口支払基金の管理に関する規則の運用】</b> 第7条関係 1 規則第7条による調査をするときは、小口支払 基金支出伺(様式第1号の1)により、行政文書 管理システムによるものとする。ただし、行政文 書管理システムによることができない場合は、小 口支払基金伺(様式第1号の2)によるものとし る。</p> <p><b>【会計事務の手引】</b> 第4章 支出 第4節 支出の方法 2 資金前渡 (7) 小口の経費の執行に係る資金前渡(小口支 払基金の運用) (注) ・ 職員が小口支払基金支出伺の決裁を得ること なく、自己資金によって購入(立替払)をした ものについて、事後決裁により当該職員に資金 を交付するようなことは決して行わないでくだ さい。このような資金交付を請求されても、資 金前渡職員は断固として拒否してください。</p>	<p>当該監査後に、小口支払 基金を使用する場合には、 必ず事前に事務室に相談 し、決裁を受けるよう、職 員会議において、全教職員 に周知徹底を図った。 また、本校事務職員に対 し、会計局「会計事務の手 引」、「会計事務マニユ アル」等を活用して会計研 修を行い、小口支払基金支 出事務のルール及び趣旨、 内容等について、周知徹底 を図った。(平成28年8月25 日) 今後とも、会計局実施の 会計研修に事務職員を積 極的に参加させるととも に、所属内でも定期的に会 計研修を実施し、担当職員 の意識向上を図る。</p>
※ 注) 支出伺年月日	使 途	使用金額	使 用 日																																																																
27. 7. 18	情報関連機器購入 (変換アダプタ ほか)	5,650円	27. 7. 18																																																																
27. 9. 7	情報関連機器購入 (ディスプレイ切替機 ほか)	4,461円	27. 9. 7																																																																
27. 10. 22	オープンスクール講座材料購入 (かがみ)	2,484円	27. 10. 22																																																																
27. 10. 23	電子ホイッスル用乾電池購入	2,052円	27. 10. 23																																																																
27. 11. 5	音楽授業用消耗品購入 (プラスチックコッ プ)	864円	27. 11. 5																																																																
27. 11. 13	音楽授業用消耗品購入 (アクリル絵の具 ほか)	756円	27. 11. 13																																																																
27. 12. 22	家庭科用物品購入 (カスアゲ ほか)	4,335円	27. 12. 22																																																																
27. 12. 28	パソコン付属用品購入 (ディスプレイケー ブル)	3,034円	27. 12. 28																																																																
28. 2. 19	物理教科用消耗品購入 (シリコンスプレー ほか)	2,349円	28. 2. 19																																																																
28. 2. 23	校長マネジメント関係用品購入 (U S B ケ ーブル ほか)	5,965円	28. 2. 23																																																																
28. 2. 23	パソコン関係用品購入 (L A N ケーブル)	324円	28. 2. 23																																																																
28. 2. 24	英語教科用物品購入 (愛と悲しみの旅路D VD ほか7点)	8,640円	28. 2. 24																																																																
28. 3. 7	パソコン関係用品購入 (L A N 用ハブ ほか)	7,678円	28. 3. 7																																																																
28. 3. 8	施設整備関連用品購入 (メラミンスポンジ ほか)	1,792円	28. 3. 8																																																																
28. 3. 25	情報関連機器購入 (U S B ケーブル)	540円	28. 3. 25																																																																

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年5月23日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
刀根山高等学校	<p>小口支払基金の使用について、当初の予定金額を超えているにもかかわらず、その上回る金額（不足することとなる金額）についての小口支払基金支出伺を作成・決裁を得ずに支出しているものがあった。</p> <p>(不足金額の内容)</p> <table border="0"> <tr> <td>1 使 途</td> <td>鍵修理</td> </tr> <tr> <td>2 当初予定額</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>3 変更後の予定額</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>4 不足額</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> <p>不足額6,000円について、追加の支出伺を作成し決裁を得ていなかった。</p>	1 使 途	鍵修理	2 当初予定額	9,000円	3 変更後の予定額	15,000円	4 不足額	6,000円	<p>小口支払基金の事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>-----</p> <p><b>【小口支払基金の管理に関する規則】</b> (経費の支払)</p> <p>第7条 資金前渡職員が経費の支払をするときは、当該経費が第3条の経費に該当するかどうか、当該支払が当該府の機関に係る予算の範囲内であり、かつ、歳出予算から基金への繰入れが可能であるかどうか等を調査し、適当であると認めるときは、領収書その他の書類を徴して支払をするとともに現金出納簿明細入力（様式第1号）及び現金出納簿（様式第2号）に記載しなければならない。</p> <p><b>【小口支払基金の管理に関する規則の運用】</b> 第7条関係</p> <p>1 規則第7条による調査をするときは、小口支払基金支出伺（様式第1号の1）により、行政文書管理システムによるものとする。ただし、行政文書管理システムによることができない場合は、小口支払基金伺（様式第1号の2）によるものとする。</p> <p><b>【会計事務ポータルサイト FAQ】</b> 制度編 3 決裁 Q7 事前に小口支払基金支出伺により執行承認を得ていたものの、予期せぬ事情により、「予定金額」を上回る場合、どのように処理すればよいでしょうか。</p> <p>A7 電話等で連絡し、資金前渡職員等の口頭承認を得て、支払をすることができます。その場合、上回る金額についての小口支払基金支出伺を作成する必要があります。 (以下略)</p>	<p>本校事務職員に対し、会計局「会計事務の手引」、「会計事務マニュアル」等を活用して会計研修を行い、小口支払基金支出事務のルール及び趣旨、内容等について、周知徹底を図った。(平成28年8月25日)</p> <p>今後とも、会計局実施の会計研修に事務職員を積極的に参加させるとともに、所属内でも定期的に会計研修を実施し、担当職員の意識向上を図る。</p>
1 使 途	鍵修理										
2 当初予定額	9,000円										
3 変更後の予定額	15,000円										
4 不足額	6,000円										

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年5月23日）